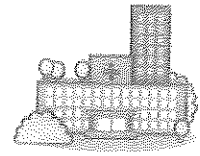


医療機関と事業承継



■片山総合法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 21

— M & Aによる事業承継 —

医療法人の場合 (6)

前回に引き続き、医療法人のM & Aの中の「合併による方法」の具体的な手続きの流れを説明致します。

⑥社員総会の実施

甲医療法人と乙医療法人とがそれぞれ社員総会を開催し、合併の決議をします。この合併のための社員総会は、甲医療法人、乙医療法人ともそれぞれが、社員全員の一致で決議されなければならないことが医療法によって規定されております(医療法第57条1項)。

⑦都道府県知事の認可及び医療審議会の意見聴取

合併するには都道府県知事の認可を受けなければなりません(医療法第57条4項)。そのためには、各都道府県が定める様式にしたがって、申請書類を都道府県知事に提出する必要があります。申請に必要な書類の整え方や申請書の書き方などのため、正式な申請の前に、当局との間で事前相談することになっています。都道府県知事は、認可をするに際し、医療審議会の意見を聴かなければならないことになっています。ここで問題となるのは、医療審議会が開かれる時期が限定されていることです。都道府県によっても異なりますが、年に1回や2回というところもあるので、タイミング良く合併を行うためには、医療審議会の日程についても事前に調査しておく必要があります。

⑧財産目録及び貸借対照表の作成

都道府県知事の認可があった場合には、その認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。この財産目録と貸借対照表は、次に記述する債権者保護手続きを実効あらしめるために作成されます(医療法第58条)。

⑨債権者の保護手続き

財産目録及び貸借対照表を作成するとともに、都道府県知事の認可の通知のあった日から2週間以内に、債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内(異議申立期間)に異議を述べるべき旨を公告し、判明している債権者には、個別に催告する必要があります。債権者から異議が出た場合には、医療法人は、弁済か、相当の担保を提供するか、あるいは相当の財産を信託しなければなりません。債権者から異議が出なかった場合には、合併を承認したものとみなされます(医療法第59条)。

⑩合併の登記

上記の手続きが無事終了した場合、主たる事務所の所在地においては、終了した日から2週間以内、従たる事務所の所在地においては、3週間以内に合併の登記をする必要があります。合併によって存続することとなった医療法人(甲医療法人)は合併による変更の登記、消滅することとなった医療法人(乙医療法人)は解散の登記をします。合併の効力は、甲医療法人の変更登記がなされることによって効力が生じます。